

貸し出し手順

①問い合わせ

空き状況・貸出条件・ご不明な点等ありましたら観光シティプロモーション課まで電話（0268-23-5408）などでお問い合わせください。（平日の8時30分から17時15分まで）

②お申し込み

「甲冑衣装等貸出要領」を確認し同意の上、甲冑及び衣装を借りたい場合は1ヶ月前までに、申込書（第1号様式）に必要な事項を記入して、観光シティプロモーション課までメール等で提出してください。

（持参の場合は平日の8時30分から17時15分まで）

③内容確認と許可書の送付

申込書を受付しましたら、空き状況や貸出条件に当てはまるかを審査し、貸し出しの可否を通知いたします。

なお、許可証は許可できる場合のみメールまたは、郵送で送付します。

④貸出方法

貸出日に上田市観光会館にて、担当者立会いの元で貸出を行います。数に過不足が無いことを確認して持ち出してください。

⑤返却方法

返却日に上田市観光会館にて、担当者立会いの元で返却をしてください。担当者に数の過不足が無いことや破損・汚れが無いかを確認してからお戻しください。

キャンセルについて 貸出日の前日までに観光シティプロモーション課までご連絡ください。（平日のみ）

甲冑衣装等貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、観光シティプロモーション課が管理する甲冑及び衣装（以下、「甲冑衣装等」という。）を貸出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出物品)

第2条 この要領により貸出しを行う甲冑衣装等は、別表1のとおりとする。

2 別表1において単位が式とあるものについては、装着部位別の部品単体での貸出は行わないこととする。

(貸出対象)

第3条 甲冑衣装等の貸出対象者は公益的な行事の主催者とし、貸出対象行事は次の各号のいずれかに該当するものに限ることとする。

(1)市が主催、共催、後援をしているもの、又は市が主催団体の構成員となっているもの、若しくは市が主催団体の事務局を担っているもの

(2)市内に活動拠点をもつ市民団体

(3)地方公共団体、事業者等が主催する行事であって、観光振興及びシティプロモーションに資するもの

(4)その他、市長が特に認めるもの

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、貸出対象外とする。

(1)貸出した甲冑衣装等の展示物を鑑賞し、又は着用しての行事を觀賞するにあたり、料金を徴収するもの

(2)特定の事業者、商業施設への誘客を図ることが主目的と見られるもの

(3)甲冑衣装等の撮影を目的とするもの

(4)行事の開催期間が1週間を超えるもの

(5)その他、営利目的利用、又は私的利用と認められるもの

3 前項の規定は、同条第1項1号に該当する場合は適用しない。

(借用依頼)

第4条 甲冑衣装等の貸出しを受けようとする者（以下「借受希望者」という。）は、甲冑衣装等借用依頼書（様式第1号）に、必要な書類を添付して、観光シティプロモーション課長に申請しなければならない。

2 前項の申請期限は、貸出しを受けようとする日（以下、「借受日」という。）の1か月前の日（その日が休日に当たる場合にはその前の勤務日とする。）までとし、小道具のみの場合については、借受日の1週間前の日（その日が休日に当たる場合にはその前の勤務日とする。）までとする。

(貸出決定)

第5条 観光シティプロモーション課長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、貸出しの可否を決定し、その旨を借受希望者に甲冑衣装等借用許可書(様式第2号)で通知するものとする。

- 2 同一物品について複数の借用依頼があった場合は、前条第1項に定める依頼書の提出日(持参の場合は観光シティプロモーション課職員が受領した日、郵送の場合は消印日)の早い方を優先することとする。提出日が同一である場合は、第3条第1項の号数が小さい方を優先する。
- 3 前項の規定により決しない場合は、使途及び行事内容、予想来場者数、開催実績等を勘案し、観光振興及びシティプロモーションに資する方を優先するものとする。

(貸出条件)

第6条 前項の規定により貸出しの決定を受けた者(以下「借受者」という。)は、観光シティプロモーション課長から特別に許可がない限り、次の各号に定める条件を順守しなければならない。

- (1) 行事の開催期間中、甲冑衣装等の取扱いにおいて十分な知識と技能を有する者を配置する等、相応の管理体制を構築すること
- (2) 甲冑衣装等の着用、展示は借受者の責において実施すること
- (3) 甲冑衣装等の借受け及び返却は、観光シティプロモーション課職員の立会のもとに行うこととし、観光シティプロモーション課職員の勤務日に行うこと(ただし、先の借受者の返却日と次の借受者の借受日が同一日でなければならない場合は、この限りではない。)
- (4) 返却期限を厳守すること

(費用負担)

第7条 甲冑衣装等の貸出しは無償とする。

- 2 貸出し期間中における甲冑衣装等の運搬・着付け・展示等に要する経費は、借受者の負担とする。

(維持管理)

第8条 借受者は、甲冑衣装等を常に良好な状態で管理し、使用しなければならない。また、甲冑衣装等を申請した目的以外に利用し、又は転貸してはならない。

(返却)

第9条 借受者は、甲冑衣装等を使用した後、観光シティプロモーション課長が指定した期日(原則として行事開催日(複数日開催の場合はその最終日。))の一週間後の日(その日が休日に当たる場合にはその翌勤務日。)とする。)までに甲冑衣装等を返却しなければならない。

- 2 甲冑衣装のうち衣装類については借受者の負担においてクリーニングをし、甲冑については1日以上陰干しして返却しなければならない。ただし、当該甲冑衣装の次の予約の都合等により次の借受者の承諾がある場合はこの限りではない。

(損害賠償)

第10条 借受者は、甲冑衣装等を亡失し、又は汚損・損傷させた場合は、現品、又は市長が相当と認める金額により賠償するものとする。

- 2 通常想定される使用方法から相当と認められる劣化を超えて著しく消耗品を劣化させた場合には、消耗品についても借受者の負担により交換又は弁償するものとする。
- 3 返却期限を延滞したことで次の借受者に損害を生じさせた場合は、延滞した借受者がその賠償の責めを負う。
- 4 甲冑衣装等に不備があったことにより借受者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

(貸出中止・返還)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、甲冑衣装等の貸出しを中止し、返還させることができるものとする。

- (1) 借受者が、甲冑衣装等を使用しなくなったとき。
- (2) 借受者が、この要領に違反したとき。
- (3) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

(罰則)

第12条 第8条から第11条までの規定に違反した場合は、次回の貸出しを認めない。

附 則

この要領は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年1月1日から施行する。(一部改正)

附 則

この要領は、令和5年3月1日から施行する。(一部改正)

別表1（第2条）

貸出甲冑衣装等一覧			
名称	単位	数量	備考
簡易甲冑	式	1	甲冑のみ
黒忍者	式	2	衣装のみ 返却時要クリーニング
赤忍者	式	2	衣装のみ 返却時要クリーニング